

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設 原子炉施設保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2211166 号
令和 4 年 1 月 1 6 日
原 子 力 規 制 庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（ふ）093 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定の変更認可申請書（令和 4 年 10 月 26 日付け令 04 原機（ふ）331 をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に定める発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、同項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準の制定について（原管廃発第 13112715 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。)) を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

II. 申請の概要

本申請の概要は、以下のとおりである。

- (1) 空気圧縮機の更新及び原子炉補機冷却海水ポンプの維持すべき期間の見直しに係る変更

新型転換炉原型炉施設における廃止措置計画変更認可申請（令和 4 年 4 月 28 日付け令 04 原機（敦廃）003 をもって申請（令和 4 年 8 月 24 日付け令 04 原機（敦廃）006、令和 4 年 9 月 22 日付け令 04 原機（敦廃）007 及び令和 4 年 10 月 26 日付け令 04 原機（敦廃）008 をもって一部補正）。以下「廃止措置計画変更認可申請書」という。）に従い、廃止措置計画に基づく性能維持施設のうち、ユニット型空気圧縮機の位置及び容量の追加並びに原子炉補機冷却海水ポンプの維持すべき期間の見直しを行う。

(2) 記載の適正化

上記の他、受電系統の機器名称に係る記載の適正化を行う。

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ－１. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号

規制庁は、本申請について、保安規定に定める発電用原子炉施設の施設管理の規定が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していることを確認したことから、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第１号に定める発電用原子炉の設置の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当しないと判断した。

Ⅲ－２. 原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成１２年総理府令第１２２号。以下「研開炉規則」という。）に関する審査基準を満足していると判断したことから、原子炉等規制法第４３条の３の２４第２項第２号に定める災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

１. 研開炉規則第８７条第３項第１９号（発電用原子炉施設の施設管理）

研開炉規則第８７条第３項第１９号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第１９１２２５７号-７（令和元年１２月２５日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること（廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要がある施設の施設管理を含む。）、また使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、本申請について、ユニット型空気圧縮機の性能及び機能維持の方法並びに原子炉補機冷却海水ポンプの維持すべき期間が廃止措置計画変更認可申請書のとおり適切に定められていることから、研開炉規則第８７条第３項第１９号に関する審査基準を満足していると判断した。

なお、規制庁は、上記の他、受電系統の機器名称に係る記載の適正化が行われていることを確認した。